

# 暮らしの情報箱

## 記入例

- ①催しなどの名称
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢(学年)
- ⑤電話番号
- ⑥その他必要事項

## 福祉

### 今年度のシルバーパス更新は郵送による手続きです

有効期限が令和3年9月30日までのシルバーパスをお持ちの方へ、8月中旬に更新書類を郵送します。今年度の更新は郵送手続きで行います。更新希望の方は忘れずにご確認ください。

※臨時更新会場は設置しません  
 〇(一社)東京バス協会 ☎5308-6950 (午前9時～午後5時、土・日曜、休日を除く)

### 緊急通報サービス紹介

急病時など、緊急連絡先への通報や警備員の駆け付けなどを行う業者を紹介します。健康・医療相談もお受けします。  
 〇区内在住の65歳以上の方か心身に障がいのある方  
 〇問合せ先へ電話  
 〇(社福)大田区社会福祉協議会 ☎3736-5555 FAX3736-5590

### 特別養護老人ホーム入所優先度評価の有効期間が満了する方へ

優先度評価で二次に進んだ方の有効期間は1年です。満了後も入所を希望される方は再度お申し込みが必要です。  
 〇令和2年9月に優先度評価を受けた方  
 ※区内在住で要介護3～5の認定を受け、初めて入所申し込みをする方、申し込み済みで要介護度や介護者の状況などに変更があった方、特例入所の要件に該当する要介護1・2の方も対象  
 〇地域包括支援センター、地域福祉課、問合せ先へ申込書(申込先で配布。区HPからも出力可)を持参。8月31日締め切り  
 ※申込書の「介護支援専門員の意見書」欄はケアマネジャーなどに記入を依頼してください  
 〇介護保険課介護保険担当 ☎5744-1258 FAX5744-1551

### 重度の障がいのある方の手当

所得制限有り。詳細はお問い合わせください。  
 ※受給中の方には、現況調査のための通知を8月上旬に郵送します

#### ◆特別障害者手当

〇日常生活に常時特別な介護を必要とし、身体障害者手帳1・2級と愛の手帳1・2度の障がい重複するか、これらと同程度の障がいや疾病のある20歳以上の方  
 ●手当額(月額) 27,350円

#### ◆障害児福祉手当

〇日常生活に常時介護を必要とし、身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1・2度に該当するか、これらと同程度の障がいや疾病のある19歳以下の方  
 ●手当額(月額) 14,880円

#### ◆東京都重度心身障害者手当

〇次のいずれかに該当する64歳以下の方  
 ①重度の知的障がい、常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある  
 ②重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している  
 ③重度の肢体不自由のため両上肢・両下肢の機能が失われ、介助がなければ座っていることができない

●手当額(月額) 60,000円  
 〇障害福祉課障害者支援担当 ☎5744-1251 FAX5744-1555  
 地域福祉課障害者地域支援担当

	身体	知的
大森	☎5764-0657	☎5764-0710
	FAX5764-0659	
調布	☎3726-2181	☎3726-6032
	FAX3726-5070	
蒲田	☎5713-1504	☎5713-1507
	FAX5713-1509	
糀谷・羽田	☎3743-4281	☎3741-6526
	FAX6423-8838	

## 高齢者への支援

### 1 高齢者補聴器購入費の助成

補聴器購入費の範囲で20,000円を限度に助成します。事前相談が必要です。  
 〇住民税非課税世帯の70歳以上で、耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要を認めた方  
 ※聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は除く

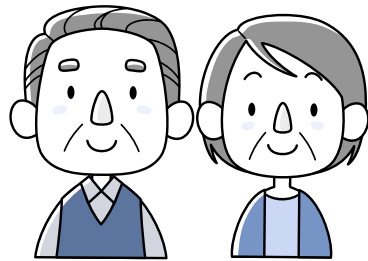
### 2 高齢者自立支援住宅改修費の助成

居宅の改修費用を助成します。申請前に必ず事前相談や状況確認が必要です。

- 助成対象、限度額
- ①浴槽の取り替え=379,000円
- ②流し・洗面台の取り替え=156,000円
- ③便器の洋式化=106,000円
- ※①②に必要な給湯設備などの改修を含む
- 〇区内在住の要支援か要介護認定を受けた65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方
- 〇介護保険に準じて1～3割負担(生活保護受給者は費用負担無し)

◇12ともに◇

〇地域包括支援センターへ来所か電話  
 〇地域福祉課高齢者地域支援担当  
 大森 ☎5764-0658 FAX5764-0659  
 調布 ☎3726-6031 FAX3726-5070  
 蒲田 ☎5713-1508 FAX5713-1509  
 糀谷 ☎3741-6525 FAX6423-8838



## 子ども

### 子ども家庭在宅サービス

保護者の傷病、育児不安、出産などで一時的にお子さんの面倒を見ることができないときに、お預かりします。ご利用を希望する方は事前にお問い合わせください。

- 〇区内在住の2～15歳(中学生)のお子さん
- 宿泊型一時保育=1か月に7日(保護者の入院の場合は14日)まで、1泊2日6,800円(以後1日につき3,400円加算)
- 夜間一時保育=1回1か月まで、午後5時～10時、日額1,400円

- 休日一時保育=1日(連続する休日の場合はその期間)、午前8時～午後5時、日額2,000円
- 〇問合せ先へ利用希望月の3か月前の1日から利用日の3日前までに電話  
 〇ひまわり苑 ☎5737-1070 FAX5737-7197  
 コスモス苑 ☎3751-3378 FAX3751-3396



## 税

### 個人事業税の納期限(第1期)は8月31日です

納税通知書に記載の金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。

〇品川都税事務所 ☎3774-6666

## 相談

### リフォーム工事の相談を地元の建築職人がお受けします

- 〇区内在住の方
- 〇第2・4火曜、午後1時30分～4時30分
- 〇区役所本庁舎1階
- 〇当日会場へ
- 〇産業振興課産業振興担当 ☎5744-1363 FAX6424-8233



## 募集

### ユネスコ世界遺産写真展の作品

世界遺産に認定された自然・文化遺産の写真(未発表)の公募  
 ●応募規定 六つ切サイズ、カラープリントで提出(1人3点まで)。組写真不可  
 〇大田ユネスコ協会事務局(〒143-0024中央8-15-10)へ写真裏に、〒住所、氏名、電話番号、作品タイトル、撮影年月・場所、写真の上下を記入した紙をテープで貼り、はがき(通知用)1枚を同封し郵送。12月31日必着  
 〇地域力推進課区民協働・生涯学習担当 ☎5744-1443 FAX5744-1518

### 「ほほえみごはん」サポーター

ひとり親などの子育て世帯へ、食料を直接玄関先まで届け、子育てを応援する活動です。  
 〇区内在住の18歳以上の方  
 〇問合せ先へ電話  
 〇(社福)大田区社会福祉協議会 ☎5703-8230 FAX3736-5590

### 大田の工匠 技術・技能継承

区内の中小製造業で「技術・技能継承」に積極的に取り組む企業を募集します。詳細は問合せ先HPをご覧ください。



- 申込期間 8月2日～9月30日午後5時必着  
 〇(公財)大田区産業振興協会 ☎3733-6476 FAX3733-6459



## お知らせ

### 「JR東日本 羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」に係る環境影響評価書案の縦覧・説明会

- ◆縦覧・閲覧、意見書  
 詳細は区HPをご覧ください。
- 縦覧・閲覧期間 8月3日～9月1日
- 意見書提出期間 8月3日～9月16日
- 縦覧場所 環境計画課
- 閲覧場所 大森東・大森西・入新井・糀谷・羽田特別出張所
- ◆説明会  
 〇8月27日(金)午後7時～8時30分  
 〇東京流通センター(平和島6-1-1)  
 〇先着90名  
 〇当日会場へ  
 〇縦覧・意見書の提出=東京都環境局環境政策課 ☎5388-3406 FAX5388-1377  
 説明会=東日本旅客鉄道㈱ ☎5334-0805

### 羽田空港周辺にお住まいの方へ～空調機器の取り替え～

昭和52年4月2日時点で、羽田空港周辺の航空騒音対象区域内に所在した住宅で、防音工事が更新工事により設置した空調機器(10年以上経過し、機能が失われているもの)が対象です(3回目は補助内容が異なります)。  
 ※詳細はお問い合わせください

- 工事予定 12月中旬～令和4年1月下旬  
 ※申請多数の場合は令和4年度の工事となります
- 申込締切 9月17日必着
- 〇大森東・大森西・入新井・糀谷・羽田特別出張所、問合せ先へ申請書(申込先で配布)を持参。問合せ先へ郵送も可  
 〇環境対策課環境調査指導担当 ☎5744-1335 FAX5744-1532

### 中学校卒業程度認定試験

合格すると、高等学校への入学資格が得られます。  
 〇令和4年3月31日時点で16歳以上か、次のいずれかに該当する同日現在15歳の方  
 ①就学義務猶予・免除を受けているか、過去に受けたことがある  
 ②上記①に該当せず、中学校を卒業できないと見込まれることにやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めている  
 ③外国籍の方  
 〇東京都教職員研修センター(文京区本郷1-3-3)  
 ●試験日 10月21日(木)  
 ●科目 国語、社会、数学、理科、英語  
 ●申込期間 7月5日～9月3日消印有効  
 〇文部科学省生涯学習推進課へ願書(問合せ先で配布)を書留で郵送  
 〇東京都教育庁義務教育課 ☎5320-6752